嘉麻市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付規程

(目的)

第1条 この告示は、市内の木造戸建て住宅の耐震改修等の促進を図るため、 耐震改修工事、耐震シェルター等の設置又は建替え等に伴う除却工事(以 下「工事等」という。)を行う者に対する、予算の範囲内における嘉麻市 木造戸建て住宅耐震改修等補助金(以下「補助金」という。)の交付に関 し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - (2) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が 1. 0未満の木造戸建て住宅について、建築物全体又は 1 階部分の上部構造評点が 1. 0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計(工事監理を含む。)をいう。
 - (3) 耐震シェルター等 地震による住宅の倒壊から生命を守るための 装置で、国又は地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター、防災ベッド及びその他市長が認めるものをいう。
 - (4) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法(ツーバイフォー工法をいう。)で建築された木造の一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用に供する部分の床面積が、建築物全体の床面積の2分の1未満であるものを含む。)をいう。
 - (5) 高齢者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 65歳以上の者
 - イ 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第4項の 規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第12

- 3号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けている者
- エ 福岡県療育手帳交付要綱 (昭和49年2月19日48児第1893 号福岡県民生部長通知) により療養手帳の交付を受けている者
- オ 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定により要介護認定を受けている者
- (6) 建替え等 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保することをいう。
- (7) 施行者 木造戸建て住宅の所有者その他市長が認める者で、工事等 を行うものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、施行者のうち、次の各号 に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 嘉麻市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則 (平成18年嘉麻市規則第166号)第6条第2号に規定する市税等(以下「市税等」という。)を滞納していないこと。
 - (2) 嘉麻市暴力団員等追放推進条例(平成21年嘉麻市条例第24号) 第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団関係 者でないこと。

(補助対象住宅)

- 第4条 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、市内に存するものであって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 昭和56年5月31日以前に建築した又は建築工事に着工したもの(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)であること。
 - (2) 過去に市の住宅耐震改修の補助金の交付を受けて改修された住宅でないこと。
 - (3) 工事等により建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係 法令の規定に違反しないものであること。

- (4) 耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が 1. O 未満であること。
- (5) 施工する工事等が耐震改修工事の場合にあっては居住者又は居住する予定の者が、耐震シェルター等の設置の場合にあっては居住している高齢者等又は居住する予定の高齢者等が、建替え等に伴う除却工事の場合にあっては居住者がいること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象住宅の工事等に要する 経費とする。

(補助金の額等)

- 第6条 補助金の額は、工事等の内容に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額 (その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) とする。
 - (1) 耐震改修工事 当該耐震改修工事に要する経費の50パーセント 以内の額とし、60万円を上限とする。
 - (2) 耐震シェルター等の設置 当該設置に要する経費の46パーセント以内の額とし、30万円を上限とする。
 - (3) 建替え等に伴う除却工事 当該除却工事に要する経費の46パーセント以内の額とし、60万円を上限とする。

(工事等の事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする施行者(以下「申請者」という。) は、工事等に関する契約を締結する前に、当該工事等について市長と必要 な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、嘉麻市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に交付申請を行うものとする。

(補助金の交付又は不交付の決定)

- 第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは嘉麻市木造戸建て住宅

耐震改修等補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付を決定したときは嘉麻市木造戸建て住宅耐震改修等補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるとき は、補助金の交付について条件を付けることができる。

(補助金交付申請の取下げ)

- 第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、事情により工事等を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに嘉麻市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付申 請取下届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による取下げの届出があったときは、前条第 1 項の規定による る交付決定を取り消すものとする。

(工事等の変更)

- 第11条 交付決定者は、事情により工事等の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について市長と協議をしなければならない。
- 2 交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた額の変更を伴うときは、必要に応じて嘉麻市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付変更申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を嘉麻市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付変更審査結果通知書 (様式第6号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(工事等の遂行)

第12条 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件 に従い、適切に工事等を行わなければならない。

(検査等)

- 第13条 市長は、必要と認める場合においては、工事等の工程を指定し、 検査を実施することができる。
- 2 市長は、前項の規定による検査の結果、当該工事等が適切に行われてい ないと認める場合には、当該工事等が適切に行われるよう交付決定者に指

導するものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、工事等が完了したときは、速やかに嘉麻市木造戸 建て住宅耐震改修等補助金事業完了実績報告書(様式第7号)に関係書類 を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る工事等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、嘉麻市木造戸建て住宅耐震改修等補助金額確定通知書(様式第8号)により当該交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、嘉麻市木造戸建て 住宅耐震改修等補助金交付請求書(様式第9号)に関係書類を添えて市長 に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、補助金 を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金をこの告示の目的以外の用途に使用したとき。
 - (3) 第13条第2項の規定による指導に従わないとき。
 - (4) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 前項(第3号を除く。)の規定は、第15条に定める補助金の額の確定 を行った後においても適用する。
- 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、嘉麻市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書(様式第10号)

により当該交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返環)

第19条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を 取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交 付されているときは、嘉麻市木造戸建て住宅耐震改修等補助金返還命令書 (様式第11号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整備及び保存)

第20条 交付決定者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

第21条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則(平成18年嘉麻市規則第49号)の定めによらなければならない。

(補則)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年3月20日告示第9号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月1日告示第62号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に手続中の補助金等は、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月15日告示第14号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月15日告示第101号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後のそれぞれの告示の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(様式に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるそれぞれの告示に規定する旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

附 則(令和4年3月31日告示第32号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現にある改正前の嘉麻市木造戸建て住宅耐震改修等補助金交付規程に基づく様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に現存するものについては、これを使用することができる。